

令和 2 年 度

監 査 結 果 報 告 書
(後 期 定 期 監 査)

糸 島 市 監 査 委 員

2 糸 監 第 1 1 9 号
令和 3 年 2 月 1 9 日

糸島市監査委員 井久保 道 信
同 徳 安 達 成

令和 2 年度監査結果報告書（後期定期監査）について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき令和 2 年度後期の定期監査を実施し、同条第 9 項及び糸島市監査基準（令和 2 年糸島市監査委員告示第 4 号）第 2 3 条第 1 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、公表します。

目次

第1	監査基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
1	対象部課等	1
2	提出調書及び書類	1
3	基準日	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の主な実施内容	2
第6	監査の実施場所及び期間	2
1	実施場所	2
2	期間	2
第7	監査の結果	2
	【特に措置を講じる必要があると認める事項】	2
	【是正又は改善が必要である事項】	2
	【各課個別事項】	2
企画部		
	〈経営戦略課〉	2
	〈秘書広報課〉	3
	〈地域振興課〉	3
	〈ブランド・学研都市推進課〉	4
市民部		
	〈市民課〉	4
	〈税務課〉	5
	〈収税課〉	5
	〈生活環境課〉	5
健康増進部		
	〈国保年金課〉	6
	〈健康づくり課〉	6
	〈介護・高齢者支援課〉	7

令和2年度 後期定期監査 結果報告書

第1 監査基準に準拠している旨

定期監査に当たっては、糸島市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部課等

企画部：経営戦略課、秘書広報課、地域振興課、ブランド・学研都市推進課

市民部：市民課、税務課、収税課、生活環境課

健康増進部：国保年金課、健康づくり課、介護・高齢者支援課

2 提出調書及び書類

- ① 業務分担表
- ② 契約（委託料）の執行状況
- ③ 契約（使用料及び賃借料）の執行状況
- ④ 契約（工事請負費）の執行状況
- ⑤ 補助金の交付状況
- ⑥ 前回定期監査に基づく改善策及び顛末
- ⑦ 令和2年度歳入・歳出決算額確認リスト
- ⑧ 契約書及びその締結に係る一連の書類
- ⑨ 指定管理者との基本協定書、年度協定書及び指定管理者評価シート
- ⑩ 補助金設計書及び補助金交付に係る一連の書類
- ⑪ ゼロ出張命令簿
- ⑫ 財務事務に関する要綱及び内規
- ⑬ 郵便切手等受払簿
- ⑭ 監査委員が指示する書類
・行政財産使用許可に係る一連の書類（ブランド・学研都市推進課）

3 基準日

令和2年10月31日

第4 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項及び第15項に規定される趣旨に沿い、事務事業がなされているかどうかを基本とし、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

監査対象課から調書及び書類の提出を受け照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び期間

1 実施場所

監査室

2 期間

令和2年11月9日から令和3年2月5日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、運営の合理化に努めていると認められた。

また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

【特に措置を講じる必要があると認める事項】

勧告すべき事項は、該当がなかった。

【是正又は改善が必要である事項】

是正又は改善が必要である事項は、以下のとおりである。これらの事項については、内容を十分検証して必要な措置を講じるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

なお、監査の過程において行った指導・助言のうち、軽微な事項や既に是正された事項等についての記述は省略したが、併せて改善を図られたい。

【各課個別事項】

企画部

〈経営戦略課〉

監査実施日：令和3年1月8日

1 契約書の記載文言等について

印紙税法上の非課税文書と判断された複数の業務委託契約書において、当該契約書及び仕様書の規定内容には、印紙税法上の課税文書となる請負に当たると判断される可能性がある記載が見受けられた。

印紙税の課税・非課税の判断については、契約書の記載文言等から客観的に判断されるものであることから、本来契約しようとしている事項を正確に契約書に反映させるよう記載文言等について検討されたい。

2 契約書の記載内容の不備について

ソフトウェアの提供に関する契約書において、対象製品のサポートを規定した条項ではサポートを第三者に委託できると定めているが、別の条項では業務の履行を委任できないと定めており、契約書の規定内容に齟齬が生じていた。

適正な事務処理をされたい。

〈秘書広報課〉

監査実施日：令和3年1月13日

1 総合教育会議議事録の公表について

令和2年2月に開催した総合教育会議の議事録の公表がなされていなかった。

糸島市総合教育会議規則第9条によれば、総合教育会議終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表することとされている。

適正な事務処理を行っていただきたい。

2 仕様書に記載している事項の確実な履行等について

子ども子育て支援システム利用契約仕様書において、システム構築に係るプロジェクト体制図を市に提出することを記載していたが、体制図が提出されていなかった。

仕様書に記載している趣旨を踏まえ、適正な事務処理をされたい。

〈地域振興課〉

監査実施日：令和3年1月15日

1 随意契約による委託業務の再委託に関する規定について

業務委託契約において、同業他者では対応が不可能との理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠に随意契約を締結しているが、当該契約書の再委託を禁止した条項のただし書きには、「ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。」と定めていた。

同業他者が対応不可能な委託業務を、再委託することは不可能ではないかと思われる。再委託の禁止に関する規定中のただし書き規定の必要性について検討されたい。

2 補助金交付決定時の補助対象経費の精査について

ボランティア運転手育成等補助金に対する補助金交付額の決定において、補助対象となる経費の額を超える額の補助金交付決定がなされていた。

また、市民まつり補助金の補助金設計書では、補助対象経費は補助対象事業に直接要する経費とされており、補助金交付額の決定における当該経費の検証が不十分であると見受けられた。

申請の内容を精査され、適正な事務処理をされたい。

3 報償費の支払時期等について

広報誌等の文書配布の謝礼として、各行政区に対する行政情報推進費が支出科目報償

費として令和2年6月に一括で支払われていた。

行政情報推進費は年間分の報償費として支払われているため前金払に当たると思われるが、地方自治法施行令第163条及び糸島市会計事務規則第35条では、前金払をすることができる経費に報償費は含まれていない。

行政情報推進費の支払時期等について検討され、適正な事務処理をされたい。

〈ブランド・学研都市推進課〉

監査実施日：令和3年1月18日

1 前原テレワークセンターの運営形態等について

(1) 管理運営の方法について

テレワーク技術に関する市民からの相談事業を委託し、前原テレワークセンターにおいて受託事業者により相談事業等が実施されているが、同施設においては、受託事業者が委託事業内容と同種の自主的な取組も展開していることから、同施設の運営形態、委託業務内容等が不明確なものとなっている。

このことは担当者も把握しており、同施設の管理方法について、公の施設としての条例化も視野に入れて検討しているとの説明であった。

前原テレワークセンターについては、早期に課題等を整理し、適正な管理運営の方法を検討されたい。

(2) 行政財産使用許可について

前原テレワークセンターは行政財産であるため、行政財産の目的外使用許可がなされていたが、当該許可を申請した者及び許可を受けた者は、受託事業者とは別法人であった。

事業創設時の事業主体である糸島コンソーシアムによって、許可申請が行われているとの説明であったが、申請は現在の受託事業者が行い、実際に使用している受託事業者に対し許可すべきである。

適正な事務処理をされたい。

市民部

〈市民課〉

監査実施日：令和3年1月20日

1 契約書と特定個人情報等取扱事項の記載内容の不整合について

委託契約において、契約書では再委託を前提として規定しているが、同契約に添付されている特定個人情報等取扱事項では第三者への再委託を禁じていた。

適正な事務処理をされたい。

2 はがき使用簿の記載について

はがき使用簿について、収入数、支出数、残数が正確に記載されておらず、監査時点

における残枚数が確認できない状態で作成されていた。

はがきについても金券であるとの認識を持ち、適正な事務処理をされたい。

〈税務課〉

監査実施日：令和3年1月22日

1 契約履行場所の記載について

給与支払報告書データパンチ業務委託契約の仕様書では、業務箇所が「糸島市役所他」とされていたが、実際の業務の履行は糸島市役所内では行われておらず、受託事業者が市に届け出た作業場所で履行されていた。

契約書等には履行内容を正確に記載し、適正な事務処理をされたい。

2 随意契約の締結に係る検討事項について

固定資産土地評価業務契約は、平成6年度評価替えから旧前原市と委託契約を締結していた事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約を締結している。

随意契約の理由としては、業務の独自性、効率性、安全性等を総合的に考慮した上で、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものと判断したとの説明であったが、競争入札に付した場合との費用の比較、業者を変更する際に必要となる初期費用や他市の状況等の調査検討が必要ではないかと思われる。

長期間にわたる随意契約については、一定期間ごとに他の競争的な契約方法等への見直しの検討を行う等により適正な運用を図られたい。

〈収税課〉

監査実施日：令和3年1月27日

指摘事項なし

〈生活環境課〉

監査実施日：令和3年1月29日

1 随意契約の締結に係る資料の添付について

複数の委託契約の契約締結の決定書に、随意契約の理由として、施設建設時の地元協議の中で、行政区から要望があり検討の結果、業務委託することが決定しているため入札に適さないと記載されていたが、その内容を示す資料が添付されていなかった。

随意契約は、競争の方法によらない例外的な契約方法であり、資料を含めその根拠を具体的に明らかにする必要がある。

適正な事務処理をされたい。

2 手数料収納事務委託契約について

一般廃棄物処理手数料のうち事業所用手数料の収納事務委託及び一般用手数料の収納事務委託について、指定袋等取扱指定店と長期継続契約を締結し、全ての指定袋等取扱指定店から請書を徴していたが、請書には条件付解除の条項が定められていなかった。

長期継続契約は債務負担行為を要さないが、請書には翌年度以降において予算の金額に減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の条項を設けるべきである。

また、糸島市契約事務規則第 22 条第 1 項第 1 号では、契約金額が 50 万円以下の契約をするときには契約書の作成を省略することができる」と規定しており、収納事務委託料が 50 万円を超える場合は契約書の作成が必要となるが、全ての契約が指定袋等取扱指定店から単価契約を理由に請書を徴する方法により行われていた。

手数料の収納事務委託料は 50 万円を超えることも想定され、契約書の作成が必要となる場合もあると思われる。

適正な事務処理をされたい。

3 収入印紙の貼付について

土地賃貸借契約書に、収入印紙が貼付されていなかった。

印紙税法に基づき、適正な事務処理をされたい。

健康増進部

〈国保年金課〉

監査実施日：令和 3 年 2 月 1 日

1 契約保証金に関する事項等を契約書に定めない理由の決定書への記載について

福岡県国民健康保険団体連合会を相手方とする契約書に、契約保証金に関する事項及び支払遅延に関する事項が定められていなかったが、契約締結の決定書に、これらの事項を契約書に規定しない理由が記載されていない。

福岡県国民健康保険団体連合会を相手方とする契約書については、相手方が主体性を持つ性格のものであるため、契約保証金に関する事項及び支払遅延に関する事項を契約書に規定することが困難であることは理解するが、決定書には契約書に規定しない理由を明記すべきである。

適正な事務処理をされたい。

〈健康づくり課〉

監査実施日：令和 3 年 2 月 3 日

1 糸島市新型インフルエンザ等行動計画の公表について

糸島市新型インフルエンザ等行動計画は、平成 29 年 4 月に改訂されているが、当該計画の公表がなされていなかった。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 6 項によれば、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを公表しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

2 変更契約の決定区分について

委託内容の変更に伴う変更契約が締結されていたが、原契約の契約締結の決定区分が

課長以外である契約について、課長の専決により変更決定が行われていた。

糸島市職務執行基本規則第 11 条及び同規則別表第 5 では、変更契約の内容により専決区分を変更できるとする特段の定めはないため、変更契約の決定区分については、原契約の決定区分と同一とすべきではないかと思われる。

適正な事務処理をされたい。

3 個人情報を取り扱う業務を委託する場合の契約書の記載事項について

個人情報を取り扱う業務の委託契約書において、再委託の禁止又は制限、個人情報の目的外使用等の禁止、個人情報の複写・複製の禁止又は制限及び事故発生時における報告義務に関する事項が定められていなかった。

これらの事項は、市長が管理する個人情報の保護に関する規則第 9 条において、個人情報に係る業務の処理を外部に委託する場合に、契約書等に明記しなければならない事項とされている。

個人情報保護の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

4 支払遅延に関する事項等を契約書に定めない理由の決定書への記載について

公益財団法人福岡県医師会及び福岡県国民健康保険団体連合会を相手方とする契約書に、支払遅延に関する事項及び契約保証金免除の根拠条項が定められていなかったが、契約締結の決定書に、これらの事項を契約書に規定しない理由が記載されていない。

公益財団法人福岡県医師会及び福岡県国民健康保険団体連合会を相手方とする契約書については、相手方が主体性を持つ性格のものであるため、支払遅延に関する事項等を契約書に規定することが困難であることは理解するが、決定書には契約書に規定しない理由を明記すべきである。

適正な事務処理をされたい。

5 指定管理者による管理を導入する施設に係る協定書について

糸島市休日・夜間急患センターの管理に係る指定管理者との協定書において、「委託者」、「受託者」及び「委託料」と表記されていた。

指定管理者の指定は行政処分であり、委託、受託の関係にあるものではない。

適正な事務処理をされたい。

〈介護・高齢者支援課〉

監査実施日：令和 3 年 2 月 5 日

1 仕様書に記載している事項の確実な履行等について

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス C（運動チャレンジ教室）事業委託契約仕様書において、理学療法士又は作業療法士の資格を有する機能訓練指導員を配置すること、管理者及び看護師を配置すること記載していたが、事業実施に当たって、資

格及び配置状況に係る文書による確認がなされていなかった。

この事業は理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員の配置が必須のものであり、資格等の確認は重要事項であると思われる。

仕様書に記載している趣旨を踏まえ、適正な事務処理をされたい。

2 収入印紙の貼付の判断について

介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスC（チャレンジ訪問）事業委託契約を3者と契約していたが、一般社団法人との契約書には収入印紙が貼付されていなかった。

説明を求めたところ、一般社団法人は印紙税法上の営業者に当たらないため課税文書に該当しないとのことであったが、一般社団法人であっても契約の内容が請負に当たるのであれば、課税文書となり収入印紙の貼付が必要である。

印紙税法に基づき、適正な事務処理をされたい。

3 指定管理者による管理を導入する施設に係る協定書について

健康福祉センターあごら等の施設の管理に係る指定管理者との協定書において、「委託料」と表記されていた。

指定管理者の指定は行政処分であり、施設の管理の対価は委託料ではない。

適正な事務処理をされたい。

4 契約書の記載内容の不備について

高齢者福祉システムサービス利用契約書において、サービス提供に係る業務の処理を第三者に委託してはならないと定めているが、別の条項では市の承諾を得たときは業務の履行を委任することができるかと定めており、契約書の規定内容に齟齬が生じていた。

適正な事務処理をされたい。